

令和4年9月12日

保護者の皆さまへ

大阪狭山市立南中学校
校長 伊知地 豊

新型コロナウイルス感染症り患者に対する療養期間の見直しについて

平素は、本校学校教育ご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、この度大阪狭山市教育委員会より、標記について依頼がありましたので、お知らせするとともに、9月7日時点から、下記の通り対応いたします。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き状況の変化及び提供できる情報が入り次第お知らせします。

記

有症状又は無症状り患者（いわゆる陽性反応）の療養期間について

（1）有症状り患者（現に入院しているもの以外）

- ・発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には、8日目から解除を可能とする。

（2）無症状り患者

- ・検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする。
（従来から変更なし）。
- ・加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、
5日間経過後（6日目）に解除を可能とする。

（検査キットは抗原定性検査キットによる検査を想定しており、薬事承認されたものに
限ります。）

※ただし、有症状り患者については、10日間（無症状り患者は7日間）が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、また、マスクの着用等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いいたします。